

従業員の皆様へ

財団は十五日の臨時理事会において、四月以降の当局の再建方針を決定いたしました。本方針の骨子は大様次の通りであります。

一、四月四日（月）以降の放送番組の基本には、科学技術の教育と普及に重点をおき、通信制工業高校番組及び従来から当局が放映して来た番組の中で、教育番組として適切であつて、しかも好評であつたもの、並びに若干のニュース番組をもつて一日五時間半の放送を実施する。

二、財界は、当局が科学教育放送に徹し、しかも営業活動を行わないという条件のもとに、必要経費を継続的に拠出する。

三、右の番組内容及び資金規模からは、現状の従業員の中約二〇〇名の余剰人員を生ずることとなるので、これらの人員については何らかの方法によつて整理を行う。

開局以来僅か二年を経ずしてこの様な経営上の破綻を迎え、その結果約二〇〇名にのぼる人員整理を実施せざるを得ない状態を惹起いたしましたことは、理由の如何を問わず財団経営者側の不手際によるものでありまして深く責任を痛感するところであります。勿論今日に至りますについては、財団経営者側においても、はやくから事態を憂慮し、番組の編成、番組の販売、或いは金融等あらゆる部門に亘つて企業採算の向上に努力を重ねて参りました。又そのために従業員各位にひとかたならぬ御協力をお願いして参りましたことも皆様御承知の通りであります。

然しながら、誠に不幸にして当局の発足が日本経済の最も激しい不況期に遭遇し、不

希望退職募集要項

一、募集人員 一八二名

二、募集方法及び応募の手続き

所属管理職並びに人事部管理職が職員、嘱託、既卒アルバイト及び撮影関係契約者を対象として、面接し募集いたします。応募者は、所属管理職（局長、部長、室長、副部長、課長）に所定の用紙をもつてお申し出てください。

三、希望退職応募者に対する除外措置

希望退職を申し出た方の中で、財団が業務上特に必要と認める方については、希望退職の申し出を受理しない場合があります。

四、募集期間

昭和四十一年三月二十四日以降 昭和四十一年三月二十八日正午まで。

五、退職条件

今回の募集期間中に希望退職を申し出た方に対してのみ今回限りの特別措置と

(二)

B、既卒アルバイトに対しては、日給額×二五×三

C、撮影関係契約者に対しては、基本報酬月額×三

基準内賃金月額とは、基本給、臨時手当、役付手当、食事手当及び住宅手当の月額合計額であります。

特別餞別金

A、管理職に対しては、基本給月額×二・五（但し、この額が十五万円に満たない者に対しては、十五万円とします。

B、職員（嘱託を含み、管理職を除く）に対しては、基本給月額×二・五（但し、勤続一年六か月以上の者でこの額が十万円に満たない者に対しては十万円とします。

C、既卒アルバイトに対しては一律五万円。

て、次のとおりの取り扱いをいたします。

(一) 退職金

A、職員（管理職、嘱託を含む）に対しては、従来の慣行による退職金支給率（勤続一年につき基本給月額の一か月分）の五割増とします。

B、既卒アルバイトに対しては、日給額×二五(四)を基準額とし、支給率は職員と同率とします。

C、撮影関係契約者に対しては、基本報酬月額を基準とし、支給率は職員と同率とします。

勤続年数は一年十二月の月単位で計算し、一ヶ月に満たない場合は切り捨てとします。

既卒アルバイト及び撮影関係契約者については、昭和三十九年十二月十一日をもつて勤続年数を起算します。

(二) 特別加算金

A、職員（管理職、嘱託を含む）に対しては、基準内賃金月額×三

D、撮影関係契約者に対しては一律

五万円。

(四) 昭和四十一年三月分の給与

希望退職に応募し、受理された方には、申出日以後、出勤の有無にかかわらず、昭和四十一年三月分の賃金は全額支給致します。（従つて欠勤減額は致しません）

(五) 支給の方法

退職金、特別加算金、特別餞別金は希望退職の申し出を受理した後速やかに一括現金で支給致します。

六、退職日付

昭和四十一年三月三十一日付と致します。

七、希望退職者が募集目標人員に達しない場合の措置

今回の希望退職募集は、財団テレビ事業の再建に当つて緊急かつ止むを得ない措置でありますので、希望退職者が予定数に達しない場合は、誠に遺憾ながら財

団は昭和四十一年六月十五日付を以て指名解雇の手續きをとらざるを得ない仕儀となります。なおその際の手続き並びに退職条件は次の通りであります。

財団は特定の従業員を指名して昭和四十一年四月二日付を以て就業規則第二十三条に基き、昭和四十一年四月四日以降昭和四十一年六月十四日迄の間自宅待機を命じる（なおその期間中の基準内賃金は毎月所定日に支給します）とともに、併せて昭和四十一年六月十五日付で解雇することを予告致します。その条件は前記五の（一）です。

八、その他

職員、嘱託、既卒アルバイト及び撮影関係契約者以外のものにつきましては、その取り扱いについて別途お知らせいたします。